

福祉保健生活環境委員会 資料

1 合い議案件の審査

(1) 第 19 号議案	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について	2
(2) 第 20 号議案	大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	3

2 付託案件の審査

(1) 第 1 号議案	令和 8 年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）	別冊
(2) 第 3 号議案	令和 8 年度大分県国民健康保険事業特別会計予算	別冊
(3) 第 4 号議案	令和 8 年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	別冊
(4) 第 24 号議案	大分県国民健康保険条例の一部改正について	4
(5) 請 願15	OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出について . .	5

令和 8 年 3 月 1 8 日
福祉保健部

第19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について（福祉保健生活環境委員会関係分）

【部局用】

1 改正の背景

- ・使用料及び手数料は特定のサービスを受ける者がその受益に応じて負担すべきもの（受益者負担の原則）
- ・昨今の人件費・物価上昇に伴い、サービス提供に必要な経費は増加傾向であることから、全使用料・手数料を対象に一斉検証を実施

2 検証の内容と結果

- ・施設の維持管理費や事務に要する経費について、人件費や物価の上昇に伴う増加経費等を試算（国の標準令等に準拠するものを除く※）
※ 県立高校の授業料や入学金等を含む
→試算の結果、現行単価を上回るもののうち、九州各県で統一単価を設定している手数料 ※ を除いた、411件を増改定する。
※ 教育職員免許状関係
併せて、障がい者や母子・父子福祉団体などの福祉施設使用料は無料とするなど一定の配慮も行う。
- ・単価の伸び率(平均値) 使用料+6.7%、手数料+7.2%

人件費+9.3% (R3→7)	消費者物価指数+6.9% (R3→6)
-----------------	---------------------

※平均伸び率は人件費や物価、光熱水費の伸びと同等

光熱水費+5.5% (R3→6)

- ・施行日 令和8年4月1日（県HPや施設窓口にて、県民向けに周知を実施中）

3 主な改正内容(福祉保健部関係)

影響額（福祉保健部関係分）173件改定 4,220千円

			単位	単価（円）		改定額 （円）	改定率	影響額 （千円）	備考
				改定前	改定後				
使用料	母子・父子福祉センター	会議室使用料(会議室・研修室)							
		母子・父子福祉団体等		1,100	0	▲1,100	▲100%	▲50	身体障害者福祉センターとあわせ、設置目的を鑑み無償化
		福祉関係法の適用を受ける団体	午前9時～正午	2,700	2,950	250	9.2%	49	
		その他		3,600	3,950	350	9.7%	9	
手数料	大麻関係事務	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	件	6,700	22,400	15,700	234.3%	-	大麻取締法の改正に伴い、免許発行事務において新たに分析機器での検査を行うことによる増額(九州同一単価)
	介護保険法関係事務	介護支援専門員実務研修受講試験手数料	人	9,600	10,100	500	5.2%	-	指定試験実施機関の歳入となるため、県予算への影響なし

第20号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の概要

大分県の事務処理の特例に関する条例（以下、特例条例）

県の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする範囲等を定めた条例

- ・別表第1：各市町村に移譲する事務（31事務）
- ・別表第2：大分市に移譲する事務（37事務）※保健所関係

2 法令及び条例の改正概要

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という）」の改正に伴い、特例条例で引用する規定の項ずれ等について所要の整備を行うもの

（1）薬機法の改正内容

医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認（法第14条関係）

- ・ 医療用医薬品等の安定供給体制の強化を目的として、感染症流行時等に医薬品の供給不足が発生した際、当該医薬品と同一の成分、効能等を持つ海外代替品の優先審査を可能とする項の新設
- ・ その他、製造販売の承認申請に必要な添付資料の見直しに伴う項の削除

（2）条例の改正内容

大分市へ移譲している書類の経由事務

- ① 医薬品等の製造販売の承認申請（1項）
- ② 製造所における製造管理又は品質管理の方法に対する定期的な適合調査に関する書類（7項→6項）
- ③ 製造販売が承認された医薬品等の内容を変更する際の承認申請（15項→13項）
- ④ 製造販売が承認された医薬品等の軽微な内容の変更をする際の届出（16項→14項）

※括弧内の「→」は法改正により項ずれが発生した箇所

3 施行日

令和8年5月1日（薬機法改正の施行日）

第24号議案 大分県国民健康保険条例の一部改正について

1 条例の概要

平成30年度から都道府県も国民健康保険の保険者になったことに伴い、国民健康保険法や関係政令などに基づき、事業の運営に関する協議会や委員の定数のほか、保険給付費等交付金(県→市町村)や事業費納付金(市町村→県)の算定方法等を定めたもの。

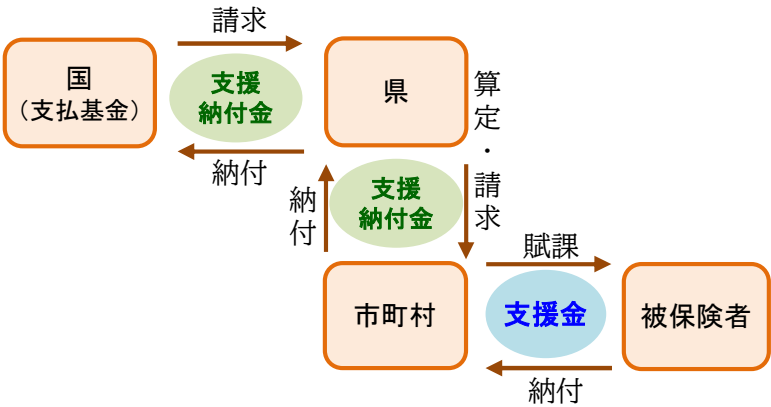
2 法令改正の内容

少子化対策の抜本的強化のため、令和6年に子ども・子育て支援法等が改正され、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などが創設された。その財源確保のため、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度から医療保険の保険料とあわせて子ども・子育て支援金を徴収する制度が開始される。

子ども・子育て支援金に関する国試算 ※参考 R8年度大分県国民健康保険標準負担額:11,113円

	加入者一人当たり支援金月額(年額)		
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額
全制度平均	250円 (3,000円)	350円 (4,200円)	450円 (5,400円)
被用者保険	300円 (3,600円)	400円 (4,800円)	500円 (6,000円)
協会けんぽ	250円 (3,000円)	350円 (4,200円)	450円 (5,400円)
健保組合	300円 (3,600円)	400円 (4,800円)	500円 (6,000円)
共済組合	350円 (4,200円)	450円 (5,400円)	600円 (7,200円)
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (3,000円)	300円 (3,600円)	400円 (4,800円)
後期高齢者医療制度	200円 (2,400円)	250円 (3,000円)	350円 (4,200円)

子ども・子育て支援金の徴収の流れ(市町村国保)



主な支援納付金対象費用(総事業費の一部に充当)

- ・ 児童手当
- ・ こども誰でも通園制度
- ・ 育児時短就業給付金
- ・ 妊婦支援給付金
- ・ 出生後休業支援給付金

3 条例改正の内容

上記法改正に伴い、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に、子ども・子育て支援納付金の算定に用いる基準等に関する条項が追加されたため、本県条例においても、事業費納付金の算定に必要な以下の条項を新たに追加する。

※第25条：納付金所得係数の基準、第26条：納付金所得等割合、第27条：納付金被保険者数等割合、第28条：納付金被保険者均等割指数の範囲

4 施行日

令和8年4月1日

継 続 請 願			
受 理 番 号	1 5	受 理 年 月 日	令和 7 年 1 1 月 2 8 日
件名及び要旨	○ＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出について		
政府は「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして「○ＴＣ類似薬の保険給付の在り方の見直し」を盛り込み、２０２６年度中に実施する方針を示している。 ○ＴＣ類似薬の保険適用除外が行われると、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに重篤化する懸念が指摘されている。また、薬代の負担が大幅増となり治療が継続できない事態が起きかねない。 多くの市町村ではこども医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるなどの施策を強めてきたが、助成対象となっていた処方薬が○ＴＣ類似薬の保険適用除外によって市販薬を購入せざるを得ないようになれば、子育て世帯にとって大幅な負担増になる。 ついては、医療費削減ありきではなく全ての国民が必要な医療を受けることができるように、○ＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書を国に提出していただきたい。			
提出者の住所 及 び 氏 名	大分市古ヶ鶴１－４－１ 大分県医療生協内 大分県社会保障推進協議会 会長 川野 桂吾		
紹介議員氏名	猿渡 久子、堤 栄三		
付 託 委 員 会	福祉保健生活環境委員会	結 果	
備 考			